

なごや市バス・地下鉄応援寄附金要綱

（目的）

第1条 この要綱は、名古屋市交通局（以下「交通局」という。）に対する、個人からの寄附（以下「寄附」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（ふるさと納税制度）

第2条 この要綱による寄附は、名古屋市寄附金モデルメニュー（ふるさと納税）のうちの一つとして取扱うものとする。

（申込み）

第3条 第4条第1号に掲げる方法により寄附を行おうとする者は、名古屋市公式ウェブサイトから申込みを行うものとする。

2 第4条第2号に掲げる方法により寄附を行おうとする者は、別記様式により申込みを行うものとする。

3 前項の別記様式は経営企画課長が別に定める。

（納付方法）

第4条 寄附金の納付は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) インターネットを利用した納付
- (2) 交通局が発行する納入通知書による納付

（寄附金受領証明書）

第5条 名古屋市交通局長（以下「交通局長」という。）は、前条第1号に掲げる方法による寄附金の受領を確認したときは、寄附をした者（以下「寄附者」という。）に寄附金受領証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

2 交通局長は、前条第2号に掲げる方法による寄附金の受領を確認し、かつ寄附者の請求があったときは、証明書を交付するものとする。

（寄附金の使途）

第6条 寄附金は、次に掲げる事業の財源に充てるものとする。

- (1) 名古屋市自動車運送事業（市バス事業）
- (2) 名古屋市高速度鉄道事業（地下鉄事業）

(使途の指定)

第7条 この要綱により寄附を行おうとする者は、自らの寄附金の使途について、前条各号のいずれかを指定するものとする。

- 2 この要綱により寄附を行おうとする者が前項の指定をしなかったときは、名古屋市高速度鉄道事業（地下鉄事業）の財源に充てるものとする。

(収入への計上)

第8条 寄附金は、交通局において調査決定した日の属する年度の収入に計上するものとする。

(返礼品等の贈呈)

第9条 交通局長は、1回の寄附金額が10,000円以上の寄附者に対して、返礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が名古屋市内在住者である場合を除く。

- 2 交通局長は、1回の寄附金額が100,000円以上の寄附者に対して、感謝状を贈呈するものとする。
- 3 前2項の規定は、寄附者が希望しない場合は適用しない。

(公表)

第10条 交通局長は、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 寄附金の合計金額
 - (2) 寄附金を財源に充てた事業
 - (3) 1回の寄附金額が10,000円以上の寄附者の氏名及び住所（所在地の市区町村まで）
- 2 寄附者の同意がないときは、前項第3号に掲げる事項は公表しない。
 - 3 第1項の公表は、名古屋市交通局ウェブサイトにて行う。

(寄附金台帳の作成)

第11条 交通局長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳を整備するものとする。

(寄附金の返還)

第12条 交通局長は、寄附金が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、寄附の申込みの拒否又は収受した寄附金の返還をすることができる。

- (1) 寄附者が、暴力団員である場合
 - (2) 寄附者が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- 2 交通局長は、前項により寄附の申込みの拒否又は収受した寄附金を返還

したときは、その理由及び経過を記録しなければならない。

- 3 交通局長は、第1項に該当する事由の有無について、交通局が保有する個人情報愛知県警察本部長へ提供し、その意見を聴くことができるものとする。
- 4 交通局長は、第1項に規定する場合を除き、寄附金の返還は行わないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、経営企画課長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。